

安全の手引き

平成 3 1 年 2 月
在スーダン日本国大使館

目 次

I	序言	1
II	防犯の手引き	2
1	防犯の基本的な心構え	2
(1)	自己防衛意識の堅持	
(2)	「彼を知り、己を知れば…」の姿勢	
(3)	安全は有償	
(4)	相互協力の精神	
2	最近の犯罪発生状況	2
(1)	首都ハルツーム	
(2)	ダルフル地方	
(3)	南コルドファン州、青ナイル州、西コルドファン州	
(4)	アビエ地域	
3	防犯のための具体的注意事項	4
(1)	住居の選択方法	
(2)	住居の防犯対策	
(3)	生活上の注意事項	
(4)	外出時の注意事項 ～ 【被害に遭いそうになった場合のアドバイス】	
4	安全な交通の確保	6
(1)	スーダン運転免許証の取得	
(2)	スーダンの交通事情 ～ 【ハルツーム（首都）でよく見られる交通風景】	
(3)	交通事故対策 ～ 【2018年における交通事故例】	
5	テロ・誘拐（拉致）対策	8
(1)	スーダンのテロ情勢	
(2)	テロ・誘拐（拉致）対策 ～ 【安全の基本3原則】、【7つの具体的な安全措置】	
(3)	誘拐（拉致）された場合の心構え	
6	緊急連絡先 ～ 【簡単な緊急時のアラビア語表現】	11
III	緊急事態における対処要領	12
1	平素の準備と心構え	12
(1)	連絡体制の整備	
(2)	一時避難場所及び緊急時避難先	
(3)	緊急事態における携行品等、非常用物資の準備	
2	緊急時の行動	13
(1)	基本的心構え	
(2)	情報の把握	
(3)	当大使館への通報等	
(4)	国外への退避	
3	緊急事態に備えてのチェックリスト	14
4	参考資料 ～ 【ハルツーム市内図】、【日本大使館 周辺図】	16
IV	結語	17

I 序言

近年、海外へ渡航される方が増加するにつれ、事件・事故に巻き込まれるケースが数多く報告されています。海外で事件・事故にあうと、諸般の事情により被害の回復が困難であることはもちろん、家族等にも心配をかけ、事後措置に多くの労力と費用を要することになります。

事件・事故に巻き込まれないためには、滞在する国・地域の実情を十分把握するとともに、日頃からの防犯対策に万全を期することが大切です。

本手引きは、スーダンに滞在する皆様が事件・事故に巻き込まれないために留意すべき事項をまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。



Ⅱ 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 自己防衛意識の堅持

「自分の身は自分で守る」及び「NO ADVENTURISM (冒険主義はやめよう)」が防犯の大原則です。現在、スーダン全域には、地域毎に異なる危険情報が発出されていますので、渡航の際には、渡航先の危険情報を十分確認するようにしてください（ダルフル地方、西コルドファン州、南コルドファン州及び青ナイル州には「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」(4段階で下から3つ目のレベル3)を発出中)。

(2) 「彼を知り、己を知れば…」の姿勢

スーダンの現状、国民性などを理解した上で、自分が現地の人からどのように見られているのか考えることは、防犯上極めて重要なことです。そうすれば、スーダンに滞在する上で、どのような行動が危険であるか、自ずと知ることができます。

(3) 安全は有償

安全を確保するための出費は、決して惜しまないで下さい。

事件・事故等に巻き込まれないためには、住居の防犯対策（センサー等防犯機器の設置、警備員の配置）及び運転手の雇用等、安全のための措置を講ずることが必要です。

(4) 相互協力 of 精神

大使館と在留邦人間で緊密に連携し、情報をシェアすることは、安全な海外生活を送るために極めて重要なことです。「在留届」の提出は、その前提となるものですので、3か月以上滞在する場合には、必ず提出してください（旅券法第16条により、海外に3か月以上滞在する方は、在留届の提出が義務付けられています）。提出の方法は、大使館に直接出向いて提出するほか、FAXや郵送、インターネット（在留届電子届出システム「ORRnet」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>）からでも登録可能となっています。

また、出張や海外旅行等3ヶ月未満の渡航を予定されている方は、外務省海外旅行登録「たびレジ」へのご登録をお願いいたします（「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。

2. 最近の犯罪発生状況

(1) 首都ハルツーム

昨年の12月下旬から、小麦、燃料及び現金の不足に加え、価格高騰も深刻化した結果、各地で抗議活動が行われようになり、12月19日には、リバーナイル州アトバラにて大規模デモが発生しました。この抗議活動後、反政府運動として全国各地に広がり、治安当局は抗議者らを撤退させるため、催涙ガスや警棒等だけでなく実弾を使用して多数の死傷者が出ていると報じられており、これに準じて治安情勢の悪化も懸念されます。犯罪統計が不十分であるため、正確な件数は不明となっていますが、ひったくり、すり、車上ねらい等の窃盗事件だけでなく、性犯罪や暴行等の凶悪犯罪

も都市部では多く発生しているほか、今後は上記デモ騒動に乗じた略奪や強盗等も懸念され、外国人が犯罪に巻き込まれるケースもあり十分な注意が必要です。

また、交差点や市場においては、いわゆるホームレスやストリートチルドレン等といった物乞いがみられるほか、南スーダン等の周辺国やシリアからの難民も増加しており、治安の不安要素の一つとなっています。

<2018年における邦人被害に係る一般犯罪例>

○ 窃盗（すり）事件（2月5日(月)）

午後8時頃、在留邦人男性が、ハルツーム国際空港南側のジレイフ・ターン交差点からリヤド方面へ向かうバスに乗車する際、大勢の客と揉み合いになりながら乗車して座席に座り、降車時に運賃を支払おうとしたところ、ポケットに入れておいた現金及びIDカード在中の財布がなくなっていることに気付いたもの。

○ セクシャルハラスメント

在留邦人女性が、ティルハル（注：個人でタクシーを手配するアプリ）のタクシー運転手から、後部座席に座っていたにもかかわらず、道案内を求め助手席に座るよう言われ、卑猥な言葉をかけられたり体を触られたという事例も報告されている。

○ 窃盗（部品狙い）事件（11月16日(金)）

午前10時30分頃から同11時30分頃までの間、在留邦人がハルツーム2に所在するスポーツ施設付近の路上にRVを駐車中、左右のサイドミラーを窃取されたもの。

○ 窃盗（車上ねらい）事件（11月20日(火・祝日)）

午後3時頃から同5時頃までの間、ハルツーム2に所在するレストラン「オゾン」南側の路上に駐車中、車内を物色され、50スーダンポンドを窃取されたもの。

（2）ダルフル地方

2011年7月に和平合意（ドーハ合意：DDPD）が締結されていますが、「スーダン解放運動（SLM）」の「ミンニ・ミナウィ派（SLM-MM）」や「アブドゥル・ワーヒド派（SLM-AW）」、「正義と平等運動ジブリール派（JEM-JIBRIIL）」といった他の主要な反政府勢力が、同枠組みに参加しておらず、これら勢力と政府の間で和平交渉が続けられています。

現在、ダルフルに存在する反政府武装勢力はSLM-AWのみで、そのプレゼンスは中央ダルフル州ジャバル・マッラのごくわずか一部にしか存在せず、2018年も同所周辺において、政府軍との衝突が断続的に発生していますが、SLM-MM及びJEMは近隣諸国に存在していると言われています。スーダン政府及び主要反政府武装勢力はそれぞれ停戦宣言の期限を延長し続けていますが、断続的に続くこの衝突は新たな国内避難民を発生させています。

2016年、政府及び反体制派がAUHIPのロードマップ合意に署名したことで和平プロセスに前進が生まれましたが、未だ最終合意には至っておらず、政府・反体制派間の和平合意の実現が課題となっています。また、一部地域では、ダルフルAU・国連合同ミッション（UNAMID）及び人道支援関係者等に対する誘拐、襲撃、略奪等のほか、反政府勢力間の内部抗争、土地や家畜、資源を巡る部族間抗争等が発

生しており、治安情勢は依然として不安定な状態となっています。

(3) 南コルドファン州、青ナイル州、西コルドファン州

南コルドファン州及び青ナイル州は、第二次南北スーダン内戦時代に南部スーダン側として戦った将兵が多数残存し、「スーダン人民解放運動・北部勢力（SPLM-N）」として、政府軍との闘争を継続しています。スーダン政府は停戦の発表を行い、アフリカ連合（AU）の仲介により、SPLM-Nとの和平交渉を進めています。SPLM-Nも、反体制派の一部としてAUHIPのロードマップに署名しましたが、未だ最終合意には至っておらず、ダルフル同様、和平合意の実現が課題となっています。

また、同地域の南スーダンと国境を接する地域では、2014年、西コルドファン州の石油施設で外国人作業員が反政府勢力に誘拐される事件の発生したほか、2017年には反政府勢力と政府軍による衝突も報じられています。南スーダンの治安情勢悪化を受けて、同国からの難民も多数流入しているなど、依然としてスーダン南部地域の治安情勢は不安定な状態となっています。

(4) アビエ地域

アビエ地域は、スーダンと南スーダン両国が帰属について異なる見解を持つ係争地であり、両国が締結したアビエ地域行政治安暫定措置に基づいて非武装地帯とされ、現在、国連平和維持部隊「国連アビエ暫定治安部隊（UNISFA）」が治安維持に当たっています。両首脳会談で同地域の治安措置履行に係る協議が実施される等、最終的な問題解決に向けた努力が続けられていますが、依然として、スーダン・南スーダン両国の大きな課題の一つとなっています。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の選択方法

○ 住居選択に避けるべき地域・場所

- ・ 付近に空き家が多い場所
- ・ 難民やホームレスが多い地域
- ・ 袋小路になっている場所

○ 住居選定に際してのチェックポイント

- ・ 十分な高さ（概ね3メートル以上、一般的に独立家屋よりも集合住宅のほうが安全対策を確保しやすい）と強度を持った外塀と門扉があるか。
- ・ 外塀には「忍び返し」等の侵入防止装置が設置されているか。
- ・ 建物出入口には警備員が配置され、出入りする者のチェックが行われているか。
- ・ 外部からの侵入に備えて、窓に鉄格子等の設備が整っているか。
- ・ 全ての出入口ドアには、十分な防犯設備（堅牢な材質、2個以上の鍵、のぞき窓等）が備えられているか。
- ・ 駐車場は、敷地内にあるか若しくはフェンス等で囲まれているか。
- ・ 門、庭、駐車場及び玄関付近に屋外灯が設置され、異常なく点灯するか。

<外国人が多く住む地域>

- ・ Khartoum(ハルツーム) 1, 2
- ・ Amarat(アマラート)
- ・ Al Tayfe(アルタイフ)
- ・ Al Riyadh(リヤド)



(2) 住居の防犯対策

○ 住居外部の防犯対策

- ・ 住居の外壁等に表札を掲げるなど、むやみに居住者情報を明かさない。
- ・ 防犯灯等の照明は出来るだけ明るくする。
- ・ 一戸建ての場合、庭石を置かない、定期的に草木を剪定する等、侵入者が容易に隠れる場所をつくらない。
- ・ 常に住居内外の整理整頓に心がけ、異常の早期発見に努める。
- ・ 信頼のおける警備会社と契約し、24時間体制の警備員を配置する。

○ 住居内部の警備対策

- ・ 警報装置（センサー）を設置する。
- ・ 施錠設備、屋外灯等の保守・点検に努め、不良箇所は速やかに補修する。
- ・ 通常使用しない出入口は、かんぬき等で補強しておく。
- ・ 窓にはカーテンを付け、特にフラット低層に居住する場合は、外部から中の様子がわからないようにする。
- ・ 非常事態に備え、防犯ブザー等を設置する。

（３）生活上の注意事項

○ 近隣者に対する注意

近隣にどのような人が居住しているか把握しておく。また、近隣と良好な関係を醸成し、有事の際の協力体制を構築しておく。

○ 訪問者に対する注意

一戸建ての場合、用件を確認するまで不用意に敷地内に立ち入らせない。また、フラットの場合、のぞき窓等から来訪者を確認し、扉を開ける際にも、安全チェーンをかけたまま対応する。

○ 使用人・警備員に対する注意

- ・ プライドを傷つけたり、恨みを買うような言動をしない（特に宗教関連事項）。
- ・ 貴重品の保管場所を察知されない。また、現金や貴重品を使用人の目に触れる場所に放置しない。
- ・ 使用人の友人等部外者を無断で敷地内に立ち入らせない。
- ・ 来訪者に対する警戒、家人が不在の場合の対応要領等を教えておく。
- ・ 家族構成や名前はもちろんのこと、出勤・帰宅時間等の生活情報を不用意に外部の者に漏らさないよう指導する。
- ・ 空巢被害は、雇用している使用人や警備員の手引きによる犯行も考えられることから、これらの雇用に当たっては、信用できる職場のローカルスタッフを紹介しての募集や、その親族等を雇用するなど、十分配慮する。

○ 家族に対する注意

- ・ 平素から防犯上の心構え、緊急事態の避難先等について話し合っておく。
- ・ 必要のない者に名前や住所、電話番号等を知らせない。また、電話が掛かってきた時には、不用意に家族の情報を話さないように注意する。

○ 長期旅行する場合

一時帰国、旅行等で長期間留守にする場合は、少なくとも一つは室内灯をつけるなどして在宅を装う。また、不在期間等を大使館に連絡する。

（４）外出時の注意事項

- 派手な服装や行動は慎み、必要以上に目立たないように心がける。当地はイスラム社会であることから、特に女性はノースリーブやショートパンツ等、肌を露出する服装は避ける。
- 多額の現金、貴重品は携行しない。また、人目に付く場所で現金を数えない。
- 親切を装って声を掛けて来る者もいるので、他人には決して気を許さない。
- バスやタクシー、エレベーターを待つ間も常に周囲に気を配る。
(エレベーター内等で体を触られる被害に遭った方もいます。)
- 夜間の徒歩による外出は極力避け、努めて自動車を使用する。
- バッグ等を持ち歩く際は、常に注意を怠らず、椅子、床等には絶対に放置しない。
- 車から離れる場合は、確実にロックをして窓を閉める。また、座席や座席の下には荷物を放置しない。
- 走行時でも車の窓を閉め、常にドアロックを心がける。
- ホームレスがたむろするような場所には、絶対に近づかない。
- 多くの人が集まる場所にはなるべく近づかない。人が集まっている場面に遭遇した時は、できるだけ早くその場から離れる。特にデモの発生時には、興味本位でその場に留まることなく、素早くその場から離れ、決してデモ現場の写真撮影をするようなことはしない（過去、写真撮影により身柄を拘束された事案が発生しています）。
- ブラックマーケットでの換金、闇酒の購入、不法滞在者等が稼働するエチオピアン・カフェやマッサージ店の利用等当国で違法とされている行為は絶対にしない。

【被害に遭いそうになった場合のアドバイス】

<相手が凶器を持っている場合>

- ・ できるだけ落ち着き、相手を刺激する言動はしない。
- ・ 自分の命が一番大切なので、金品目的強盗なら応戦せず直ぐに差し出す。
- ・ 犯人が凶器を持っていると言いながら見せない場合、見せるよう要求する。

<相手が凶器を持っていない場合>

- ・ 身の安全を第一とし、要求する物を与える。
- ・ 相手の気を逸らせたり、混乱させるようにして逃げる。
- ・ 叫んで、周囲に異常事態を知らせる（「Help!」や「Fire!」等よりも、甲高い悲鳴のような叫び声の方が効果的）。



4. 安全な交通の確保

(1) スーダン運転免許証の取得

スーダンは、日本が締結している「ジュネーブ条約」を締結していないため、当地では、日本の国外（国際）運転免許証は有効ではありません。したがって、当地で運転するにはスーダンの運転免許証を取得する必要があります。日本の有効な運転免許証を所持している場合は、交通警察に必要な書類（大使館発行の運転免許証抜粋証明書、同証明書のアラビア語訳等）を付して申請し、視力検査と口頭試験等を経て、取得することができます。

(2) スーダンの交通事情

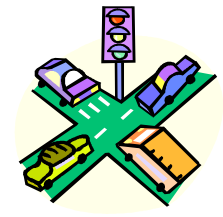
スーダンは、日本と異なる交通ルール（右側通行、赤信号でも右折可能等）、低レベルの運転マナー（見切り発進、二重三重の左折待ち等）、未発達な交通インフラ（道路の陥没、信号機の滅灯等）など、交通環境が整っていないため、運転する際には、下記の点に留意し、日本滞在時以上の安全運転を心掛けてください。

また、当国は、酒類の販売並びに輸入が法律で禁じられており、飲酒運転（酒酔い運転並びに酒気帯び運転）は逮捕され、厳罰に処せられる可能性がありますので絶対にしないでください。

- 時間的な余裕を持ち、ゆとりのある運転を心掛ける。
- 後部座席であってもシートベルトを着用し、交通ルールを遵守する。
- 周囲の車両（対向車、後続車、ロバ荷車等）、人の動向を注視する。
- 路面状態の把握に努め、陥没や水溜まりは可能な限り回避する。
- ヒッチハイカーは絶対に乗せない。
- ハブーブ（砂嵐）時には、運転を控える。

【ハルツーム（首都）でよく見られる交通風景】

- ☞ 二重・三重の左折待ち停車車両。
- ☞ 信号無視、信号変わり目の強引な右左折、見切り発進。
- ☞ 方向指示器無点灯の右左折、車線変更、停車。
- ☞ 無理な追い越し、割り込み、逆行。
- ☞ 交差点内や幹線道路上の駐停車及び車両（故障車等）放置。
- ☞ 走行車両の直前・直後の歩行者横断、道路中央付近での横断待ち。
- ☞ 野良犬、野良猫、羊、山羊、ロバ荷車の横断。オート3輪の暴走。
- ☞ 道路上の障害物（岩、陥没、ゴミ類、古タイヤ等の自動車部品）。



(3) 交通事故対策

- 平素から、自家用車の点検・整備を励行し、常に良好な状態を保持する。
- 自動車保険は、保証内容を確認の上、必ず加入する。
- 事故を起こした時には、安全な場所に移動し、すぐに最寄りの交通警察、職場等に連絡する。

【2018年における交通事故例】

2018年中、在留邦人の方が巻き込まれる交通事故については、ハルツーム市内において発生した物損交通事故1件の報告がありました。幸いなことに、人身交通事故の報告はありませんでしたが、医療事情、補償体制が不十分なこの国においては、何よりも事故の当事者にならないことが肝心ですので、車両運転時のみならず、歩行時においても、車道を移動する際には細心の注意が必要です。

5. テロ・誘拐対策

(1) スーダンのテロ情勢

スーダン政府は、2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機にテロ分野で国際社会と協調し、国内に潜伏していた外国のイスラム過激派集団を国外追放しており、スーダン国内においてはイスラム過激派メンバーの活動は限定的であるとみられていましたが、2008年1月、米国国際開発庁（USAID）職員及びスーダン人運転手が、ハルツーム市内を車で移動中、イスラム過激派メンバーによって射殺されるという事件が発生しました。その後、2012年には、治安当局により、過激思想に染まった31名のスーダン人が拘束される等、スーダン政府はテロ対策を強化しており、同射殺事件以降、国内においてテロ事件は発生していません。

しかし、2015年3月ハルツーム市内の大学に通うスーダン人5名を含む11名の学生らがISILへの参加を目指してトルコに渡航したとの報道をはじめとして、国内から複数の学生などがイスラム国に参加している実態が浮き彫りとなり、同8月には、国内においてISILを支持し、若者の過激化を扇動し、シリアなどにスーダン人を送り込む活動をしているとして複数の宗教活動家が治安機関により拘束されています。報道によると、スーダン内務省は、これまでに70名のスーダン人がISILに参加している旨述べており、これらISIL参加者のスーダン帰国状況やその後の活動を注視することが極めて重要であると考えられます。

また、国内のアル・カーイダ関係者はほぼ根絶されたとみられていますが、2011年5月、アル・カーイダの指導者であったウサマ・ビン・ラディンの追悼集会が開催されるなど、スーダン国内には、アル・カーイダの主義に共感を覚える人々は未だ存在すると考えられ、今後、国内でアル・カーイダやISILなどのイスラム過激派の影響を受けた者によるテロが、発生する可能性は排除できない状況にあります。

近年、スーダン国内ではテロ事件は報告されていませんが、過去において、次のような事件が発生しています。

- 2007年8月、首都のハルツーム市内において爆発事件が発生。同事件では、3カ所の爆発物製造所が発見され、筒型金属爆弾、銃器、弾薬等が治安当局に押収された。また、80人以上が同事件に関連して拘束された。
- 2008年1月、米国国際開発庁（USAID）職員及びスーダン人運転手が、ハルツーム市内を車で移動中、イスラム過激派メンバーによって射殺され、前記爆発物製造所摘発事件との関連性が疑われた。本件犯行に関して5人が起訴され、2009年8月には死刑判決が言い渡された。

- 2010年6月10日、上記5人の殺人犯のうち、4人が刑務所から脱獄し、脱走した内の1人は、既に身柄を確保されているが、報道によれば、1人は2011年5月、さらにもう1人が2015年12月にソマリアにおいて殺害されており、残りの1人が未だ逃走中である。
- 2014年1月27日、午後2時頃、首都ハルツーム市内のロシア大使館前路において、ロシア領事夫妻が近づいてきた男に刃物で切りつけられ軽傷を負う事件が発生。犯人は中央アフリカ出身であり、事件の直前、中央アフリカの親族から、兄弟がフランス軍の軍事作戦で命を落とした旨の電話連絡を受け、復讐のためにフランス大使館に向かったところ、間違えてロシア大使館に行き、犯行に至ったもので、現場で現地警察官に逮捕された。
- 2017年2月12日、ハルツーム市南部アルカウィート地区のアパートの一室で爆発があり、警察が捜査したところ、爆発物の原材料及び外国のパスポートが発見された。同アパートには、シリア人やエジプト人等の外国人が多く居住していたとみられており、後に警察により複数の関係者が逮捕されたと発表された。
- 2018年3月27日、カッサラ市の中心地から30分ほど東に離れたマクラムのモスクにおいて、イスラム教徒同士の口論の末、礼拝者をナイフで襲撃し、3人が死亡、複数人が負傷した。加害者は精神が不安な状態にあった、アンサール・アッ=スンナ系過激派イスラミストグループに所属しているなどと報じられている。
- 2018年6月25日、オムドゥルマン在住の女子大学生が行方不明となり、27日に治安当局の大規模捜査によりオムドゥルマンの民家で同女学生が発見された。同民家は、ISILによりリクルート活動に使用されていて、同女学生も間もなくイラクに送られるところであったと報じられている。
- 2018年9月、当地治安当局は、ISILに武器を密輸していたとして、同組織に所属し、紅海州ポート・スーダン在住のスーダン人男性をハルツームのテロリズム法廷に告訴した。

(2) テロ・誘拐（拉致）対策

ア 情報収集及び兆候の発見

テロ・誘拐（拉致）は、周到な準備を必要とするため、多くの場合何らかの兆候を伴います。職場や家庭の周辺、通勤途中において、日常と違う点がないかどうか、注意を払いましょう。また、現地の人（職場の現地職員や隣近所の人）と日頃からコミュニケーションを取り、情報のアンテナを張り巡らせましょう。

イ 日本及び日本権益に対する脅威

スーダンの対日感情は概して良好であり、現在までのところ日本人を標的としたテロや誘拐事件は発生していませんが、国内の一部地域では反政府勢力と政府軍との戦闘が継続されており、巻き添え等の偶発的な被害に遭う可能性も考えられ、今後の情勢によっては、日本人が標的とされる可能性も否定できません。さらに、ISILは、継続的に日本人及び日本の外交施設についても攻撃対象である旨の声明を出しており、当国内にはISILに同調しているグループ等の存在

が認められることから、テロや誘拐には細心の注意が必要です。

ウ 安全の基本3原則の遵守

○ 目立たない

まず標的にならないことが最も重要なことです。目立つことはテロリストの攻撃目標になりやすく、かつ、その実行を容易にします。

○ 用心を怠らない

テロリストは油断に付け入ります。狙われていることの危険性を認識して、常に用心を怠らないことが重要です。最近、警備の厳しい大使館等を避け、比較的警備の緩やかなホテル、レストラン等の「ソフト・ターゲット」を狙った爆弾テロが諸外国では多く見られます。国際会議の開催、政治的緊張の高まりなど、世間の人の注目が集まっている時は、テロリストにとって自分たちの存在感を示す絶好の機会です。このような時は、外国人が多く集まる場所にはできるだけ近付かないようにしましょう。

○ 行動を予知されない

テロリストは目標人物の行動を徹底的に調べて、最も成功率の高い時と場所を選び実行に移します。通勤時間・経路、食事を取る場所等行動パターンが一定している者は、テロリストにとって一番狙いやすい標的となります。

エ 具体的な安全措置の励行

現下の情勢を踏まえ、当大使館においては、「7つの具体的な安全措置」と題して、安全対策に必要な7項目のポイントを設定しています。在留邦人の皆様は、日常生活において、常に高い警戒心を持っていただき、同安全措置を踏まえながら、細心の注意を心掛けてください。

【7つの具体的な安全措置】

- ① 勤務時間終了次第、速やかに帰宅する。
- ② 不要不急の夜間外出は控える。
- ③ 移動には、可能な限り、自家用車、公共交通機関を利用し（流しのタクシー・アムジャは使わない）徒歩の移動には単独歩行を避ける。
- ④ 通勤経路を頻繁に変えるなど、日常行動をパターン化せず、予知されにくくする。
- ⑤ 目立たない服装を心がける。特に女性は可能な限りベールと長いスカートを着用する。
- ⑥ 食料や水等をまとめ買いして備蓄し、できるだけ外食や買い物等の外出の回数を減らす。
- ⑦ 欧米権益施設（欧米系の在外公館、文化施設、企業等）の周辺には、可能な限り近づかない。

（3）誘拐（拉致）された場合の心構え

犯人にとって、人質は目的達成のための大切な切り札です。万一、不幸にして誘拐された場合には、無事に解放されとの信念のもとに、次の点に注意して心身の健康の維持に努めることが重要です。

- 無用の抵抗、挑発はしない。

- 恐怖が心を支配しないよう落ち着くことを考え、平静を取り戻す。
- 一般的には逃走のチャンスはないと考え、無理な脱出等は避ける。
- 政治的・イデオロギー的議論は絶対にしない。相手にこちらが単なる「人質」ではなく、人格をもった「人間」であると分からせるために、折を見て家族、趣味等の個人的な話題を持ち掛けてみる。
- 犯人の指示に従う一方、常に威厳を保つ。

6. 緊急連絡先

警 察 	○ 警察（事件対応） (24 時間対応電話：999) ○ 交通警察（交通事故対応） (24 時間対応電話：999 又は 777)
消 防 	○ シビル・ディフェンス（火災対応） (24 時間対応電話：999 又は 998)
救急車 	○ 中央救急局（病人の救急搬送） (24 時間対応電話：999 又は 333) ※ 当国の公的な救急搬送制度であるが、台数に限りがあること、現在地を正確に伝えることが困難であることなどから、<u>各自で車両を手配して病院へ搬送する方が確実</u>である。また、独自の救急車を保有し、緊急搬送サービスを提供している病院もある。

病 院 	※ 詳しくは、当大使館ホームページ「医療情報」をご確認ください。 http://www.sdn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/medical_info.html 【総合病院】 ○ Royal Care International Hospital (歯科もあり) (代表電話及び救急車：0156-550150/1) ○ Al-Zaytona Hospital (代表電話：0183-745444、救急車：0183-745000、0183-745999) ○ Fedail Medical Center (代表電話：0183-766661) ○ Al-Faisal Specialized Hospital (代表電話：0155-777700) ○ Doctors clinic (代表電話：0183-471973、救急車：0183-475374) ○ Yastabshroon Medical Center (代表電話：0183-237804/5) 【その他】 ○ Sudan Eye Center (眼科) (代表電話：0120-889883、0155-886088、0123-456860) ○ DaVinci Dental Center (歯科) (代表電話：0183-469582)
日本大使館 	○ 代表電話：0183-471601/2 F A X：0183471600 又は 0183471882 ○ 窓口受付時間：午前 8 時 00 分～午後 4 時 45 分 ○ 閉館日：金曜日、土曜日、祝日、年末年始 ○ 緊急時の連絡先：0912300662 (領事携帯電話)

○ 簡単な緊急時のアラビア語表現

「日本大使館」	=	アッファア・ルバーニーヤ		
「日本大使公邸」	=	ベイト・ツァフィール・ルバーニー		
「助けて」	=	アンキズニ	「怪我」	= ジャラフ
「警察」	=	シュルタ	「交通事故」	= ハーデイス・ルムルール
「警察を呼んで」	=	ウトウルブ・シュルタ	「救急車」	= アラビーヤトゥ・ルイスアーフ
「泥棒」	=	ハラーミー	「病院」	= ムスタシュファ
「火事」	=	アルハリーク		

Ⅲ 緊急事態における対処要領



内乱、クーデター、暴動等の緊急事態が発生した際には、当大使

館としても全力でその対応に当たりますが、そのような状況下では、皆様が責任をもって自己の安全対策に万全を期するよう、自助努力も必要です。そこで当館では、そのような時に皆様が迅速・的確に対応できるよう以下の通り、平素の心構えと必要な準備、緊急時の行動について必要な諸点をまとめました。

皆様は、以下を参考に、緊急時には落ち着いて対処できるよう心がけてください。

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

- 在留届は必ず提出してください。また、記載事項に変更が生じた場合や帰国の際にも、その旨を当館に連絡又は外務省 HP からインターネットで提出してください。
- 緊急事態はいつ起こるかわかりません。緊急事態の発生に備え、家族間、職場内で、緊急連絡方法を予め決めておいてください。また、お互いの所在を平素より明確にするようにしてください。
- 緊急事態発生の際は、当館より情報を提供するとともに必要な助言を行いますが、現地の騒擾によって電話回線等が使用できなくなる場合には、当館設置のFM無線機により必要な連絡を行うことがありますので、FM放送受信可能のラジオを備えておいてください（周波数 87.5MHz）。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

- 一時避難場所の検討
内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性がある時は、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集して危険な場所に近づかないように心掛けてください。巻き込まれそうになった場合に備えて、避難場所は常日頃から頭に入れておくことが必要です。自分がどこにいるか（勤務先、通勤途上、自宅等）、自分がどのような事態に巻き込まれそうかなど、あらゆるケースを想定して各自の一時避難場所を検討しておいてください（外部との連絡が可能な場所が望ましい）。
- 緊急時避難先
緊急事態発生時の状況に応じて、当館より大使館又は大使公邸への避難を勧めることがあります。予め位置を確認し、そこまで至るルートにつき、幾つかのケースを想定しておいてください。

<大使館>

住 所：House No.67, Street 43, Khartoum One
(ハルツーム1、ストリート43、ハウスNo.67)
電 話：0183471601／0183471602
FAX：0183471600／0183471882



<大使公邸>

住 所：Plot No.206 & No.207, Garden City
(ガーデンシティ プロット206&207)

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

- 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう保管しておいてください。
- 緊急時には、一定期間自宅での待機を勧めることもありますので、非常用食糧、医薬品、燃料等を最低10日分は準備しておいてください。
- 準備は、「3. 緊急事態に備えてのチェックリスト」を参考にして下さい。

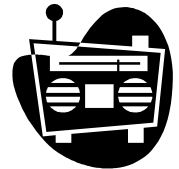
2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生、又は発生する恐れがある場合、当館は皆様の保護に万全を期すため、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い随時連絡いたします。平静を保ち、デマに惑わされたり群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情報の把握

- 当館からは、電話、電子メール、SMS、FMラジオ放送等その状況に応じて、有効な方法によって随時連絡いたします。
- 緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送テレビ等の視聴による情報収集を各自心がけてください。



(3) 当館への通報等

- 現場の状況や皆様の職場から得た情報等随時、当館に通報してください。その他の在留邦人の方への貴重な情報となります。
- 自分や家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶか、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当館に報告してください。
- 緊急事態発生の際には、お互い助け合うことが重要になります。そのため、当館から皆様にも、種々の助力をお願いすることもありますので、御協力お願いいたします。

(4) 国外への退避

- 事態が悪化し、各自又は派遣先の機関等の判断により、あるいは当館の勧めに従い、自発的に帰国、第三国へ退避する場合、その旨を当館へ通報してください。



当館への連絡が困難であったり、既に出国してしまった場合等には、日本の外務省海外邦人安全課（外務省代表電話：＋８１－３－３５８０－３３１１）へ通報するようお願いいたします。

- 海外安全情報において「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出された場合には、一般商業便が運行している間に、それを利用して可能な限り早急に国外へ退避してください。
- 事態が切迫して当館から退避又は避難のための集結を連絡した場合は、緊急避難先である大使館又は大使公邸に集結してください。その際、しばらくの間、大使館等で待機する場合も想定されますので、可能な限り前記1.（3）の非常用物資を持参する一方、緊急時には、自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。

なお、場合によっては当館にて、避難先への交通手段を手配することもあります。

- 可能性のある主要国外退避のルートは以下のとおりです。

(空路)

大使館又は大使公邸→ハルツーム国際空港→カイロ（エジプト）、アブダビ、ドバイ（アラブ首長国連邦）、ドーハ（カタール）、ナイロビ（ケニア）、アディス・アベバ（エチオピア）、イスタンブール（トルコ）

(陸路)

- ・ 大使館又は大使公邸→ワド・メダニ（ジャジーラ州）→ガダーレフ→エチオピア国境→ゴンダール→（空路にて）アディス・アベバ（エチオピア）
- ・ 大使館又は大使公邸→ドンゴラ（北部州）→ワディ・ハルファ→エジプト国境→ルクソール（エジプト）→（空路にて）カイロ

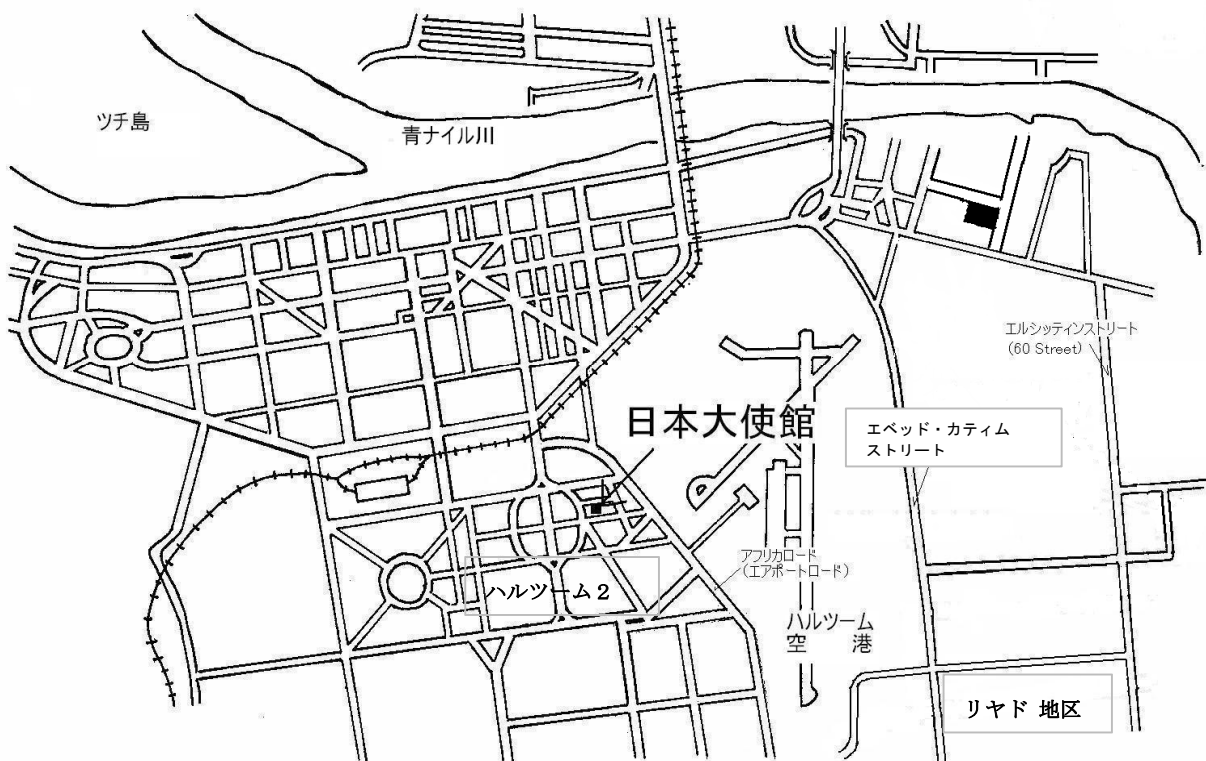
3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

旅 券 	☐ 6 ヶ月以上の残存有効期間があることを確認する（6 ヶ月以下の場合は、当館に切り替え発給の申請をしてください。残存期間が1 年を切った場合には、更新の手続きを開始できます）。 ☐ 最終ページの「所持人記載欄」はもれなく記載する。下段に血液型を記入しておく。 ☐ スーダンでの外国人登録証、滞在許可証等は、いつでも持ち出せる状態にしておく。 ☐ 出国許可、再入国許可は常に有効なものにしておく。
現金等 	☐ 現金・貴金属品・小切手等の有価証券・クレジットカード等は、旅券同様直ちに持ち出せるよう保管しておく。 ☐ 現金は、家族全員が10 日間程度生活できる外貨及び現地通貨を予め用意しておく。
自動車 	☐ 常時、使用可能な状態に整備しておく。 ☐ 燃料は、長距離の走行が可能な程度に給油しておく。 ☐ 車内には、懐中電灯・地図・ティッシュ等を備えておく。

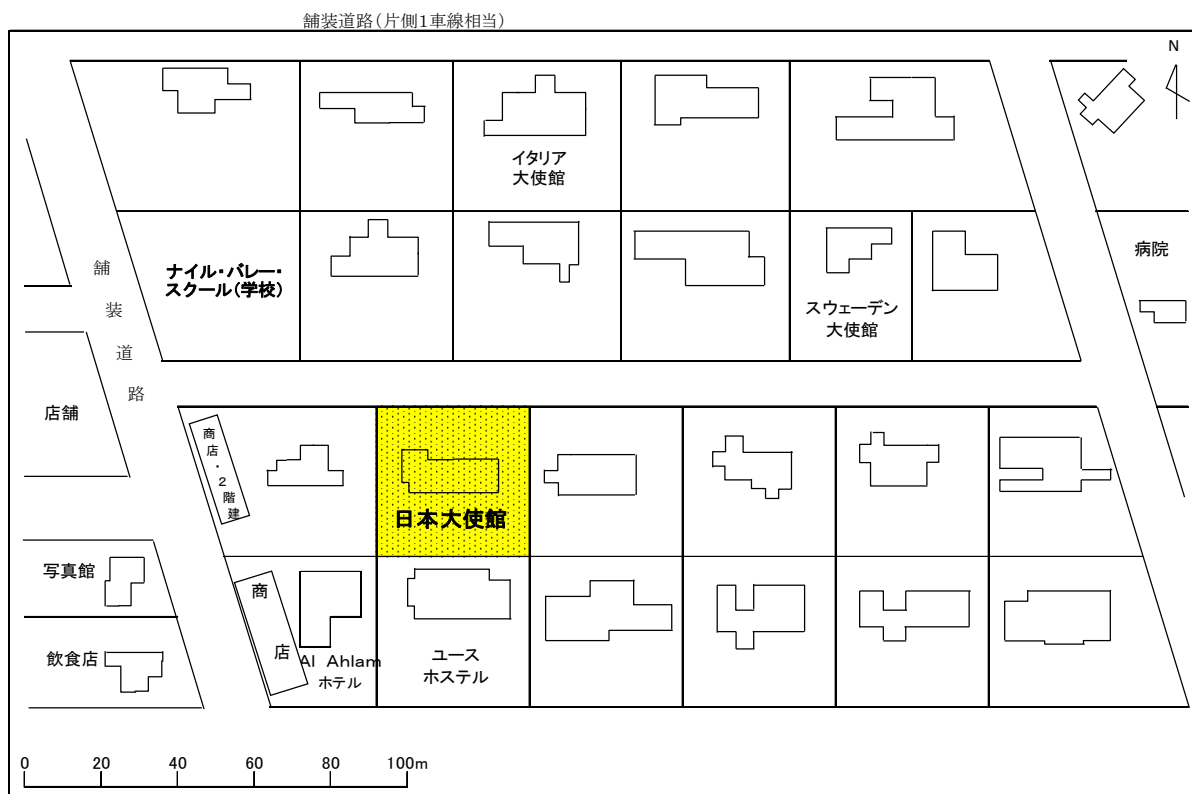
携行品 	□衣類・着替え 長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、人目を引くような華美でないもの。 麻・綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。 □履物 行動に便利で、靴底の厚い頑丈なもの。 □洗面用具 タオル・歯磨きセット・石鹸等。 □非常用食糧 しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日間程度生活できる量を準備しておく。 他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを入れた水筒（大型が望ましい）を携行する。 □医薬品等 家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏等を準備しておく。 □ラジオ FM放送が受信できる電池仕様のもの。電池の予備も確保しておく。 □その他 懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災ずきん（応急には椅子用クッション）等。
--	--

4. 参考資料

【ハルツーム市内図】



【日本大使館 周辺図】



IV 結語

海外において「自分の身は自分で守る」ということは、あらゆる不測の事態を想定して、それに対してどのように対処していくかを常に考え、事前に必要な準備をしておくことであると思います。これは、海外で生活する人にとって一般的な常識であり、スーダンの生活においても例外ではありません。

「備えあれば憂いなし」の言葉通り、日頃からのこうした心と物の備えが、いざという時に役立ちます。その上で、特に大切なことは、滞在する国・地域の風俗・習慣、人々の考え方・気持ちをないがしろにしないことです。

皆様にとりまして、この「安全の手引き」が、スーダンにおいて身を守るための一助となることができたとしたら、これに優る喜びはありません。

それぞれの思いを胸に、このスーダンという国を訪れた皆様が、安全に安心して暮らせますことを心よりお祈り申し上げます。

**平成 3 1 年 2 月
在スーダン日本国大使館**